

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530054

研究課題名(和文) 国際法の哲学的基盤

研究課題名(英文) Philosophical Foundations of International Law

研究代表者

最上 敏樹 (Mogami, Toshiki)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：70138155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：国際法および国際法学のもろもろの哲学的基盤のうち、とりわけ国際立憲主義を中軸として理論的研究を進め、基盤は概ね造成することができた。そもそもは、実定国際法のさまざまな準則がどのような哲学的・思想的背景をもって成立しているかの探求から始まったが、研究を進めるうちに国際法と国際秩序の関係性へと議論を深めることになった。同時にその過程で、国際立憲主義の可能性と限界についても考究を深め、それを歴史的な視点から洗い直すことが不可欠であるとの結論に達した。国際法の歴史的展開に関する理解を再構成するこの研究課題は、平成26年度からの新助成事業(「時際法と国際立憲主義」)へとつなげられている。

研究成果の概要(英文)：Among various philosophical foundations of international law, the applicant has particularly focused on global constitutionalism, and has consolidated the research foundations generally. The research project began as an inquiry into the philosophical background of various rules of international law, which then inspired the applicant to necessarily explore into the relationships between international law and international order. In this process, also, the applicant has reached a conclusion that the possibilities and limits of global constitutionalism have to be re-examined, particularly by revisiting the notion/methodology from a historical point of view. This research topic, which aims to reconstruct the understanding of the historical development of international law, has been passed on the applicant's new project titled Intertemporal Law and Global Constitutionalism which started in 2014.

研究分野：国際公法

キーワード：国際法 国際立憲主義 国際法哲学 国際秩序 国際法史

1. 研究開始当初の背景

(1) 当研究代表者はかねてより国際法秩序に強い関心を抱き、その構造および成立過程を理論的に解明することを研究の大目的の一つとしてきた。折しも、冷戦後国際法秩序の動揺が言われ、国際法の断片化なども語られるようになってきているときであり、そうした動揺あるいは変成の根拠に目を向けることが必要であった。国際法の実態がかつて言われていた(信じられていた)ほどに盤石ではなく、国際法秩序にとって必要であるにもかかわらず複雑に動揺するようになっていまま、一度根源に立ち返って思考し直すことが不可欠であると思われた。

(2) 同様の問題に対しては、以前から国際立憲主義研究として関心を向けてきたが、国際法体系が種々の挑戦を受けている状況下、国際立憲主義を現時点の文脈でのみ論ずるのではなく、国際法の諸準則の成立の起源に立ち入って考察することが必要と考えるに至った。それが「国際法の哲学的基盤」という研究課題名の由来であるが、それは国際法に言及した哲学的著作をするという意味ではなく、基本的に西欧起源の規範体系である国際法がいかなる政治的・歴史的契機で作られたかを明らかにし、その何が揺さぶりを受けているかを考究するものである。

2. 研究の目的

(1) 国際法を専攻する大部分の者にとって共通する問題意識は、いかにして国際法秩序を確立し維持するかである。その際われわれ国際法学者は、ややもすると現行の実定国際法規範があたかも当然に存在しているかのようにこの規範体系をとらえていることが多い。しかし現実には、時代により地域により様々な挑戦を受け、懐疑の対象となり、批判や反発をこうむることもある。本研究の目的は、そのように、なかば恒常的に正統性を問われ続ける国際法体系について、その不安定性の原因を明らかにすることであった。

(2) 別の言い方をすれば、これまで連続と受け継がれてきた国際法は、その大部分が西欧起源の規範である。二十世紀に入り、非西欧起源の(主に途上国の要求を反映した)国際法規範も次第に増えたが、体系全体としてはなお西欧中心的である。その西欧中心性を克服し、国際法体系が真に普遍的なものとなり、それによって正統性を高め、より遵守される度合いを高めるために、国際法理論がいかなる問題点をいかに解決すべきか、それを探ることが当研究の大目的であった。

(3) むろんこれは学問的な作業であるから、イデオロギー的な立場選択とは異なる。現実の世界において国際法の機能が弱体化するのはなぜなのかを解明する、客観的な作業である。そうすると、国際法規範がどれほどの正統性を享受しているかが中心的論点の一つにならざるをえない。そして正統性を論ずるということは国際法の史的生成過程を考

察せずにはできない作業である。こうして本研究は、国際法秩序再構築のため(国際法秩序の動揺防止のため、その原因解明のため)という実践的目的を擁するとともに、国際法学の方法論再構築をも目的としていた。

3. 研究の方法

(1) 当研究は本質的に理論研究であるため、まず最初は文献研究に精力を注いだ。直接に研究課題に重なる文献としては、Samantha Besson & John Tasioulas (eds.) "The Philosophy of International Law" (Oxford U.P., 2010) などがあり、これは大いに有用であったが、当然ながら表題が類似していれば研究の十分条件となりうるわけではない。この問題を追求していくと、国際法の正統性(legitimacy)の基準が奈辺にあるかを探ることが必要になり、それに関連する文献も多数渉猟し、次々と読破した。例えば Steven Wheatley, "The Democratic Legitimacy of International Law" (Hart Publishing, 2010); Jutta Brunée and Stephen J. Toope, "Legitimacy and Legality in International Law" (Cambridge U.P., 2010); Emmanuelle Jouannet, "Le droit international libéral-providence: Une histoire du droit international" (Éditions Bruylant, 2011) 等々である。

(2) かような文献研究は、必然的に国際法理論の領域にまで及び、かねてより蓄積を重ねてきた国際立憲主義関係の文献、例えば Jan Klabbers, Anne Peters, and Geir Ulfstein (eds.), "The Constitutionalization of International Law" (Oxford U.P., 2009) ほか、この分野における主要文献はほぼ網羅的に研究し尽くしたが、それに隣接する国際法理論にも手を広げた。例えばいまや古典の仲間入りをしたとも言える、Martti Koskenniemi, "The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870-1960" (Cambridge U.P., 2001); idem, "From Apology to Utopia: The Structure of International Legal Argument" (Cambridge U.P., 2005) などであり、これらは当研究代表者に対して常に知的刺激を与える文献である。

(3) 文献研究は更に、国際法史あるいは国際法理論史に向かった。この分野では、ドイツの Wilhelm G. Grewe 著 "Epochen der Völkerrechtsgeschichte" (Nomos Verlagsgesellschaft, 1984)、英国の Stephen Neff 著 "Justice among Nations: A History of International Law" (Harvard U.P., 2014)、フランスの Dominique Gaurier 著 "Histoire du droit international: De l'Antiquité à la création de l'ONU" (P.U. de Rennes, 2014) など、古典から最近の大著に至るまで評価すべき文献が少なくないが、更に史的研究を深めるべき状況にある。

(4) とりわけ、これらの史的研究にもやはり西欧中心的な性格は抜きがたくあり、その視点をどう相対化するかをよりつき詰めねばならない。その点では、国際法の中に潜む「帝国主義」的な要素を縦横に論じた、Antony Anghie, “Imperialism, Sovereignty and the Making of International Law” (Cambridge U.P., 2005) 等のアプローチにより近づく必要があると考えている。同時に、国際立憲主義の分野でも、いわゆるグローバル・ヒストリーの方法に刺激された新たな国際法史論である、Bardo Fassbender and Anne Peters (eds.), “The Oxford Handbook of the History of International Law (Oxford U.P., 2012) などが刊行され、当研究代表者の方向性が誤っていないことを実感することができる。

(5) 言うまでもなく、文献研究だけが研究遂行の方法だったのではない。当研究代表者自身の専攻分野と言うべき国際安全保障関係法および国際機構法の分野を中心に、それぞれのプラクティスに当たる作業も丹念に行い続けた。とくに武力行使禁止規範に関連する法状況や、国際連合の構造的問題点に関して実証的研究を行い、これらを合わせて「批判的国際立憲主義」と称して、それが国内的にも国際的にも当研究代表者独自のものとして認知されつつある。

実証研究関連では、国際立憲主義研究の国際的常道で、欧州人権裁判所の判例研究などは当然に行なったが、当研究代表者にとってこれは、単に国際立憲主義のモデルとして扱えば良いものではなく、このような機関や手続きをもたない地域において国際立憲主義はいかにして可能かを問い直す、恰好の素材となった。すなわち、国際立憲主義は普遍的に適用可能か、という問題である。この問題の発見において、今次研究は新たな方法的視座を与えてくれた。

4. 研究成果

(1) 主な発表論文や、学会報告等は後に記載するとおりである。

(2) 文献研究および実証研究の順調な進行は、論文や報告の発表点数を超えて、当研究代表者の研究の深化に多大の成果をもたらした。国際法体系にある西欧中心性に新たな視点がもたらされ、その相対化のために新たな国際法史研究が必要であることを自覚し、それに合わせて国際立憲主義も無批判に取り込むのではなく、むしろ批判的に臨むべきことを教えられた。かかる過程において本研究がもたらしたものは計り知れない。

(3) 加えて、前項「方法」の一環に位置づけられることでもあるが、本研究助成のおかげで数度にわたって海外出張することが可能になり、海外での学会や研究集会に頻繁に出席することができた。アジア国際法学会の各種大会、ヨーロッパ国際法学会や米国国際法学会の各種会合、更に国際立憲主義の研究

プロジェクトへの出席である。そうして各国の研究者と交流し意見交換する機会が増えたことは、本研究代表者が考えていた以上の豊富な効果をもたらした。欧州や米国の学会や研究集会から学ぶことも多かったが、自らも設立に関わったアジア国際法学会を通してアジア各国の研究者との接触が深まり、これら研究者が必ずしも恵まれているとは言えない国情の中で国際法をどう捉えているか、それへの理解が本研究代表者の中で深まり、それは国際法の規範性の相対化および、国際立憲主義が普遍的に適用可能か否かを探る上で、貴重な現場体験をすることになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

最上敏樹「マルメロの陽光、時際法、ユース・コアクトゥム」, U.P., 査読なし, 43 巻, 2014 年, 28-33 頁

最上敏樹、「国際立憲主義批判と批判的国際立憲主義」, 世界法年報, 査読有, 33 巻, 2014 年, 1-32 頁

最上敏樹、「国際立憲主義の新たな地平—ヒエラルキー、ヘテラルキー、脱ヨーロッパ化」, 法律時報, 査読無, 2013 年, 6-12 頁(2 段組)

Toshiki MOGAMI, “Towards Jus Contra Oligarchiam: A Note on Critical Constitutionalism”, Japanese Yearbook of International Law, 査読有, vol.35, 2013, pp.371-402

[学会発表](計 8 件)

MOGAMI Toshiki, On the Universalizability of Global Constitutionalism, International Workshop on Global Constitutionalism, 11 February 2015, Leuven Catholic University

MOGAMI Toshiki (Chairperson and discussant), European Court of Human Rights and Russia (Angelika Nussberger), Japan Chapter, Asian Society of International Law, 27 October 2014, 法政大学

MOGAMI Toshiki (presentation as chairperson), International Law Education in Asia, 16 November 2013, New Delhi

最上敏樹、批判的国際立憲主義の構造—抵抗と均衡のヘテラルキー、世界法学会、2013 年 5 月 18 日、帝京大学

MOGAMI Toshiki (moderator/commentator) with Anne Peters, V.S. Mani, M. Maruyama, “Constitutionalization” of International Law and Asia: Is the Theory Globally Valid?, 30 June 2012, 早稲田大学
最上敏樹、国連体制と国際立憲主義—Jus

Contra Oligarchiam 試論、国際法協会(ILA) 日本支部、2012年4月21日、東京大学

MOGAMI Toshiki (moderator/ discussant) et al. Transitional Justice, 日本国際法学会(英語セッション)、2011年10月、関西学院大学

MOGAMI Toshiki (moderator/ discussant) et al., Armed Conflict and Human Rights, The Asian Society of International Law, August 2011, Beijing

〔図書〕(計 4 件)

Madeleine Herren (ed.), Toshiki Mogami et al., Springer International Publishing, Networking the International System: Global Histories of International Organizations, 2014, 203pp.

日本平和学会(編) 最上敏樹ほか、法律文化社、平和を考えるための100冊+、2014年、282頁

最上敏樹ほか、岩波書店、「領土問題」の論じ方、2012年、12頁

松田竹男(編) 最上敏樹ほか、東信堂、現代国際法の思想と構造(最上「普遍的公権力と普遍的法秩序」、2012年、841頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

最上敏樹 (MOGAMI Toshiki)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号: 70138155

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: